

霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表のとおりとし」を「1回につき1,230円とし、市長が特に認めた場合を除き」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

霧島市国分畜産研修センターの使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。